

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

I 開催日時 令和2年7月21日（火） 午後1時30分～午後2時35分

II 開催場所 京都府国保連合会 5階 第一会議室

III 出席者 理事 12名（委任状2名）
監事 1名
事務局 7名

IV 付議事項

【議決事項】

- 1 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 2 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 3 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 4 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 5 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 6 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 7 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 8 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 9 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 10 平成31年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算
- 11 京都府国民健康保険団体連合会通常総会について
- 12 京都府国民健康保険団体連合会理事の選任について

【報告事項】

（平成31年度分）

- 1 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について
- 2 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について

- 3 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第3号）の報告について
- 4 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第3号）の報告について
- 5 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第4号）の報告について
- 6 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）の報告について
- 7 専決処分に附した平成31年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について

（令和2年度分）

- 1 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について
- 2 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について
- 3 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）の報告について
- 4 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会の契約について

V 議事内容

（理事長挨拶）

本日の国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、京都府の安原課長には、何かとお忙しい中をご臨席いただき、厚くお礼を申しあげます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、平成31年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告や一般会計歳入歳出決算など12件についてご審議をいただくほか、報告事項として、平成31年度一般会計歳入歳出補正予算の専決処分など11件について聴取をお願いしております。

また、平成31年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算などについては、本年7月3日及び6日の監事会において監査をいただいております。宇治田原町長より監査結果の報告をいただくこととしております。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

（議長）

はじめに、本日の議事録署名人でございますが、恒例によりまして議長より指名して

よろしいか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、向日市の安田市長さん、長岡京市の中小路市長さんをお願いいたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の資料1「平成31年度国保連合会事業報告」から、資料10「平成31年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを一括議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

平成31年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告につきまして、ご説明いたします。

資料1の1ページをお願いします。

総論では、平成31年度の京都府国民健康保険団体連合会の事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止せざるを得なかった事業があったものの、概ね予定どおりに実行することができたこと、後期システム、介護保険システム及び障害者総合支援等システム、特定健診システムの機器更改に向けたデータ移行等についても計画どおりに進捗が図れたことのほか、個人情報保護マネジメントシステムの確立と継続的改善に努めた結果、プライバシーマーク認証の更新が認められたことを記載しています。また、経常経費の節減に努め、節減目標額を上回る経費節減が行えております。

第2事業の概要につきましては、特徴的なところをご説明申しあげます。

1 会務運営に関することでは、弊会の事業運営等について審議するため、総会・理事会及び総務委員会を開催しました。

2 ページをお願いします。

2 医療保険制度等への対応では、(1)「京都府国民健康保険運営方針」における保健事業の充実にあたり、京都府へ府民の健康寿命の延伸を図るための事業に必要な医療、特定健診等の情報提供を行いました。(2)国保制度改善強化全国大会へ参加し、政府・与党に陳情、要請行動を展開しました。

3 ICTを活用した業務の効率化・適正化では、(1)国保総合システムについて、風しんの追加的対策事業及び京都府による給付点検調査の新規事業に対応するとともに、円滑な運用に努めました。(2)レセプトデータ等の提供方法をCDによる提供から国保総合システムを利用したオンラインでの提供に変更し、業務の効率化を図りました。(3)特定健診等データ管理システム及び介護保険・障害者総合支援給付審査支払システムの

機器更改に伴い、円滑な移行に努めました。(6) 特定健診等データ管理システム等に係る保険者端末の一括調達を行うとともに、国保総合システムに係る保険者端末について、Windows10 へのアップグレードを行いました。

3 ページをお願いします。

4 保健事業の推進では、(1) 国保ヘルスアップ事業、データヘルス計画及び個別の保健事業の効果的な実施について、学識経験者等による保健事業支援・評価委員会において助言等を行いました。(4) 保健事業支援・評価委員会委員の協力のもと保健事業推進研修会を開催しました。(5) 糖尿病の効果的な保健指導と効率的な事業評価を目的とした糖尿病重症化予防事業研修会を開催しました。(8) 特定健診・特定保健指導評価支援ツールにより、保険者がデータヘルス計画の策定等に活用する健診データを提供しました。(15) 京都府国民健康保険運営方針における保健事業の充実の取組みとして、京都府と連携し、依頼のあった市町村の重複服薬者の抽出及び対象者への通知書作成を行いました。

4 ページをお願いします。

5 診療報酬等審査支払事務の充実・強化では、(1) 診療報酬審査委員会等における審査の充実強化について、ア 診療報酬審査委員会を開催し、適正かつ効率的な審査に努めました。審査決定件数は総計 1,974 万 7 千件で、国保の一般分がマイナス 1.5%、同じく退職分がマイナス 80.0%と前年度に比べて減少しましたが、後期高齢者医療分が 4.3%増加したため全体では 1.3%増加しています。イ 審査専門部会では、特定の医療機関及び人工透析等のレセプトについて同一委員が重点的かつ専門的に審査を行うなど効果的な審査に努めました。オ 合同審査委員会では、審査基準に関する協議や研修を実施するとともに、画一的・傾向的な請求の医療機関に対して面談や文書注意を行い、適正化に努めました。ケ 国保、福祉医療及び後期に係る柔道整復療養費支給申請書の審査決定件数は総計 70 万 7 千件で、前年度よりマイナス 2.2%となっています。コ 柔道整復療養費審査委員会では、施術管理者への文書注意や面接確認を行い、公平・公正な審査に努めました。

5 ページをお願いします。

(2) 事務共助の充実強化では、イ 一次審査において、レセプトの縦覧・横覧・突合点検を実施しました。エ 審査録の所見欄や文書注意及び面談での指摘事項を把握し、事務共助に反映しました。オ 保険者からの再審査申出レセプトの結果を分析し、一次審査での事務共助を充実させました。(3) 保険者レセプト点検事務の支援では、イ 専任審査員による指導・助言を行うとともに、保険者の審査に関する相談に応じました。(4) 研修(講習)会及び関係機関との連絡調整では、ア 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会や近畿地方協議会国保審査委員会会長会議等において、審査基

準の統一化や審査の効率化についての協議を行いました。エ 近畿厚生局や京都府、社会保険診療報酬支払基金や当会が参画する診療報酬適正化連絡協議会において、審査に係る情報の共有を図りました。

6 ページをお願いします。

(5) 支払事務では、イ 厚生労働省より要請された風しんの追加的対策事業について、令和元年6月から請求支払を開始しました。

6 国保事業安定化の推進については、(1) 保険者支援では、ア 国保事業運営研修会、イ 国保事務担当者及び初任者研修会を開催し、国保事業の円滑な運営に努めました。ウ 国保料(税)の収納率向上のため、国保料(税)収納業務担当者研修会を開催するとともに、収納率向上アドバイザーを希望する保険者へ派遣し、助言等を行いました。

7 ページをお願いします。

(2) 国保医療費適正化推進では、ウ 第三者行為損害賠償求償事務について、前年度を62.2%上回る206件の案件を処理し、前年度比18.6%増の8,295万5千円を損保会社より収納し、保険者に支払いました。オ 12の保険者から委託を受け、後発医薬品利用差額通知を作成するとともに、国保総合システムの差額通知効果測定支援機能を活用し、削減効果の検証に役立てました。キ 被保険者資格喪失後の受診により発生した返還金の保険者間調整を実施しました。(3) 保険者事務共同電算処理事業では、イ 保険者独自の後発医薬品差額通知の作成を支援するため、疾病や診療行為、薬剤等のレセプトコード情報を保険者に提供しました。エ 高額医療・高額介護合算処理について、支給額計算結果を提供しました。

8 ページをお願いします。

(4) 国保情報集約事務共同電算処理事業では、ア 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定のため、京都府に対して高額医療費情報等を提供しました。

7 後期高齢者医療制度関係業務の推進では、(1) 広域連合より委託を受け、審査支払業務の円滑な運営に努めました。(6) 国保データベースシステムの導入及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた協議、調整を行いました。

8 介護保険事業の推進については、(1) 介護給付費審査支払業務の円滑な運営に努め、決定件数は、424万7千件で、要介護認定者数の増加に伴い前年度より3.5%増加しています。

9 ページをお願いします。

(7) 給付実績を活用した介護給付適正化情報の保険者への提供や介護の縦覧点検を基にした事業所への照会及び過誤処理等により、介護給付の適正化を推進しました。(8) 介護サービス苦情処理委員会において、2件の苦情申立てを含む118件の苦情相談を受け、事業所への指導・助言を行いました。

9 障害者総合支援事業の推進では、(1) 障害者(児)総合支援給付費の審査支払業務を円滑に努めました。給付費決定件数は57万3千件で、前年度より6.4%増加しています。

10 ページをお願いします。

10 健全な財政運営の推進については、(1) 監査法人による外部監査を受け、業務の有効性の確保を図るとともに効率的かつ適正な事業運営に努めました。

11 調査研究・統計・広報・研修などの充実では、(5) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的な実施を図るとともに、プライバシーマーク付与有効期限の終了に伴い更新審査を受審し、更新が認められました。

なお、次の11ページ以降で、会員の状況や総会等の開催状況、診療報酬や柔道整復療養費、介護給付費や障害介護給付費の審査状況等を記載しておりますが、時間の関係で説明は省略させていただきます。

事業報告につきましては、以上のとおりでございます。

次に、資料2以降の歳入歳出決算については、財務課長の田渕がご説明申しあげます。

(事務局：財務課長)

資料2「平成31年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について」から資料10「平成31年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算について」までの各議案の概要について、別途配布しております「平成31年度京都府国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算概要」及び「平成31年度貸借対照表(総合計)」の資料を用いてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

当会の会計は、一般会計のほか8つの特別会計及び18の勘定により構成されておりますが、このうち業務勘定を除く13の勘定及び第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計については、保険者等からお預かりした診療報酬等を医療機関等へ支払うなどの資金の受け渡しの計理を明確化するために設けたものです。

このため、歳入歳出決算の説明につきましては、これらの勘定等以外の保険者の皆様方からの負担金や審査支払手数料等を主たる財源として計理を行っている一般会計等や業務勘定を対象とさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

一般会計の歳入決算では、「1 負担金」が、国保被保険者数の減により、139万3千円の減となっているほか、「2 国庫支出金」が、KDBシステム機器の更改のための補助金が交付されたことから、874万7千円の増額となっています。

また、「4 繰入金」では、30年度で国保総合システムの機器の更改が完了したことなどに伴う事業運営安定化積立金の取崩しの減などにより、1億2,098万6千円減と大幅な減額となっています。

次に歳出決算では、「2 総務費」が、光熱費などの経常経費の削減などにより、1,507

万 8 千円の減となっているほか、「3 事業費」では、医療費分析システム機器の更改費用などにより、1,895 万 9 千円の増額となっています。

また、「4 積立金」では、事業運営安定化積立金への積立額の増により、3,831 万 6 千円の増額となり、「7 繰出金」では、国保総合システムの機器の更改完了に伴う診療報酬審査支払特別会計業務勘定への繰出金の減などにより、1 億 6,835 万円減と大幅な減額となりました。

3 ページをお願いいたします。

診療報酬審査支払特別会計業務勘定の歳入決算では、「1 手数料」が、国保の審査支払件数の減により、1,258 万 3 千円の減額となっているほか、「2 国庫支出金」では、70 歳から 74 歳までの医療費の窓口負担を 1 割に軽減する指定公費負担制度の終了に伴う円滑運営臨時特例交付金の減などにより、7 億 2,271 万 3 千円の減額となっています。

また、「4 負担金」が、31 年度から新たに KDB システムデータ作成委託料をご負担いただいたことから、373 万 4 千円の増額となっているほか、「5 繰入金」では、国保総合システム機器の更改完了に伴い、減価償却引当資産積立金などからの繰入が減となり、1 億 6,500 万円の減額となっています。

一方、「7 諸収入」では、保険者間調整療養費等受入金の増により、9,684 万 5 千円の増額となっております。

次に歳出決算では、「1 総務費」が、国により風しんの追加対策事業が新設され、運用経費などが新たに生じたことや消費税の納付金が増加したことにより、8,923 万 5 千円の増となっている一方、「2 審査委員会費」では、後期高齢者医療のレセプト審査件数の増加を受けて、診療報酬審査委員会委員の報酬の支払いを後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定へ振り替えたことにより、648 万 2 千円の減額となっています。

また、「5 積立金」では、「国民健康保険団体連合会における経理事務」の一部改正による「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の新設及び財政調整積立金などの増により、1 億 6,928 万 5 千円の増額となっています。「7 繰出金」では、円滑運営臨時特例交付金の公費支払勘定への繰出しの減などにより、5 億 3,924 万 4 千円の減、同様に、円滑運営臨時特例交付金の国への返還金の減などにより、「9 諸支出金」が 1 億 3,471 万 1 千円の減額となっています。

4 ページをお願いいたします。

職員退職手当金特別会計の歳入決算では、「2 繰入金」の 1,041 万 9 千円の減は、退職者数の減に伴い、退職給付引当資産積立金の取崩額を減額したことなどによるものです。

次に歳出決算では、「1 退職手当金」は退職者数の減により、1,854 万 6 千円の減額となり、「2 積立金」については、今後 5 年以内の退職者見込数の増により、812 万 6 千円の増額となっています。

5 ページをお願いいたします。

高額療養費支払資金貸付金特別会計ですが、京都府より 500 万円を借入、保険者を通じて被保険者に高額療養費の貸付を行う会計です。

31 年度は利用保険者が 3 保険者で歳出の「1 貸付金」108 万円は、前年度に比べて 201

万円の減額となっています。

6 ページをお願いいたします。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定の歳入決算では、「1 手数料」が、介護給付費などの審査支払件数が増となる一方、高速回線機器等の更改に要する手数料の減により、497 万 8 千円の減額となっています。「6 繰入金」では、介護保険審査支払等システム機器の更改に伴う減価償却引当資産積立金からの繰入の増などにより、958 万 4 千円の増額となっています。

次に歳出決算では、システム機器の更改に伴い、「1 総務費」が 1,221 万 9 千円の増となっているほか、「4 国保中央会負担金」が、システム保守管理負担金をはじめとする負担金の引き上げにより、2,208 万 6 千円の増額となっています。

また、「6 積立金」では、「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の新設及び財政調整積立金などの増により、3,782 万 1 千円の増となっているほか、「8 繰出金」では、事業運営安定化積立てのための一般会計繰出金の増により、1,651 万 8 千円の増額となっています。

7 ページをお願いいたします。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定の歳入決算では、「1 手数料」が、障害者（児）総合支援給付費審査支払件数の増により、265 万 9 千円の増額となっているほか、「6 繰入金」では、障害者総合支援給付審査支払等システムの機器の更改に伴う減価償却引当資産積立金の繰入の増などにより、968 万 5 千円の増額となっています。

次に歳出決算では、システム機器の更改に伴い、「1 総務費」が、706 万 4 千円の増となっているほか、「2 障害者総合支援電算処理特別分担金」では、国保中央会へ拠出している共同運用センター負担金等の引き上げなどにより、493 万 8 千円の増額となっています。

また、「4 積立金」では、「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の新設及び財政調整積立金などの増により、667 万 9 千円の増額となっているほか、「6 繰出金」については、事業運営安定化積立てのための一般会計繰出金の増により、1,090 万円の増額となっています。

8 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定の歳入決算では、「1 手数料」が、後期高齢者医療の審査支払件数の増により、4,732 万 3 千円の増となっているほか、「2 国庫支出金」では、第三者求償事業に関する補助金の増により、757 万 9 千円の増額となっています。

また、「4 負担金」では、電算機器更改整備負担金の増に加えて、国保と同様に、新たに KDB システムデータ作成委託料をご負担いただいたことから、867 万 4 千円の増額となっているほか、「5 繰入金」では、後期高齢者医療請求支払システムの機器の更改に伴う減価償却引当資産積立金の繰入の増などにより、6,645 万 5 千円の増額となっています。

次に歳出決算では、「1 総務費」が、システム機器の更改により 1 億 5,789 万 3 千円の増となっている一方、「5 積立金」が、6,265 万 2 千円の減額となっているのは、減価

償却積立金の減などによるものです。

また、「7 繰出金」では、一般会計へ繰出ししている電算機器更改整備負担金収入やKDBシステムデータ作成のための負担金収入が増となったことにより、2,435万2千円の増額となっています。

9 ページをお願いいたします。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定の歳入決算では、「1 手数料」は、後期高齢者健診費用件数の増や特定健診端末の更改に要する手数料の増により、986万2千円の増額となっているほか、特定健診等データ管理システム機器の更改に伴い、「2 国庫支出金」が3,263万8千円の増、減価償却引当資産積立金から繰入れを行った「4 繰入金」が、489万1千円の増額となっています。

次に歳出決算では、「1 総務費」が、システム機器の更改に伴い、5,749万円の増額となっています。

10 ページをお願いいたします。

積立金等財産目録（令和2年5月31日現在）でございます。

歳入歳出決算の参考となる当会の積立金等の財産の状況は表に記載のとおりで、職員退職手当金基金積立金が前年度末に比べて2,155万円増加し、減価償却引当資産積立金など5つの積立金の合計では前年度に比べて4億7,191万2千円の増となっています。

続きまして、別紙1平成31年度貸借対照表（総合計）をお願いいたします。

当会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和2年3月31日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、正味財産が前年度に比べて2億409万1千円の減額となっておりますは、減価償却による固定資産価値の減少によるものです。

平成31年度各会計歳入歳出決算概要については、以上です。

(議長)

ここで監査報告を宇治田原町長西谷様よりお願いいたします。

(監事：宇治田原町長)

宇治田原町の西谷でございます。

去る令和2年7月3日、6日に監事の木津川市の河井規子市長様、京都市中央卸売市場国民健康保険組合の勝村一夫理事長様、それぞれで監査をさせていただきました。別紙、配布しております監査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第28条及び第42条に基づき、平成31年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び財産目録について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、事業実施状況については適正に執行しており、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも内部監査機能並びに資金管理体制の充実・強化を図るとともに、事業運営について効率的かつ効果的な運営を行い、徹底した経費節減により適正な会計処理の執行

に努められたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策に一層の充実・強化に努められたい。
以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問・ご意見をお願いします。

特にご質問等もないようですので、資料1から資料10までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、資料1から資料10までについては次の総会に付議いたします。

続きまして、資料12「国保連合会通常総会について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料12をお願いいたします。国保連合会通常総会についてご説明いたします。

京都府国民健康保険団体連合会規約第34条第1号の規定に基づき、同規約第14条に基づく通常総会を書面表決により行おうとするものでございます。

通常総会につきましては、出席者数が多く身体的距離の確保など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることが難しいことから、実情に応じた時期・方法により総会を開催して差し支えないとする厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、書面表決により行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料12については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、さよう決めます。

続きまして、資料13「国保連合会理事の選任について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

資料13をお願いいたします。国保連合会理事の選任についてご説明いたします。

京都府国民健康保険団体連合会規約第34条の規定に基づき、同第20条の規定による理事の選任について、京丹後市長中山泰様を新理事とするための議案を総会に提出しようとするものでございます。

なお、この度の理事の選任は前京丹後市長三崎政直様の退任に伴うもので、新理事の任期は前任者の任期、すなわち、令和3年3月31日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料13については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、資料13については次の総会に付議いたします。

次に、報告事項の聴取に移ります。

報告事項の資料14「専決処分に附した平成31年度国保連合会一般会計歳入歳出補正予算(第1号)」から資料23「専決処分に附した令和2年度国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」までについて、事務局の報告を求めます。

(事務局：総務課長)

資料14から資料23に基づき、専決処分に付した平成31年度及び令和2年度の補正予算についてご報告いたします。

なお、専決日につきましては、資料14から資料20までが令和2年3月30日、資料21が令和2年5月22日、資料22及び資料23が令和2年6月12日でございます。

まず、平成31年度補正予算の専決処分についてご報告いたします。

資料14をお願いいたします。

国保連合会一般会計歳入歳出補正予算第1号でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ260万円増額し、4億3,816万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

令和6年度に予定する国保総合システムの更改のための後期高齢者医療分の電算機器

更改整備負担金の収入増加分を事業運営安定化積立金に積立てるものでございます。

資料 15 をお願いいたします。

国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 855 万 3 千円増額し、8,177 万 3 千円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

自己都合退職者の 1 名増加等に伴い退職手当を 855 万 3 千円増額するものでございます。

資料 16 をお願いいたします。

国保連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第 3 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

業務勘定の歳入歳出のうち歳出の組替えを行っております。なお、歳入歳出予算の総額は 4 億 8,244 万 8 千円でございます。

5 ページをお願いいたします。

介護保険システムの保守経費の減額分 270 万円を電算処理システム導入作業経費積立資産積立金に積立てるものでございます。

資料 17 をお願いいたします。

国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算第 3 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

業務勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 90 万円増額し、1 億 4,154 万 3 千円とするものでございます。

また、障害児給付費支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億円増額し、92 億 2,001 万円としております。

6 ページをお願いいたします。

業務勘定につきましては、電子証明書の発行に要する経費を 90 万円増額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

障害児給付費支払勘定につきましては、障害児給付費に不足が生じるため、7 億円を増額するものでございます。

資料 18 をお願いいたします。

国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第 4 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

業務勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,980 万 4 千円増額し、14 億 4,364 万 2 千円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

審査支払手数料の収入増分を財政調整基金積立資産積立金に積立てるとともに、電算

機器更改整備負担金収入増分を一般会計に繰り出し、事業運営安定化積立金に積立てるなどの補正でございます。

資料 19 をお願いいたします。

国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算第 3 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

後期高齢者健診等費用支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,100 万円増額し、5 億 2,601 万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

後期高齢者の健診の費用に不足が生じるため、7,100 万円を増額するものでございます。

資料 20 をお願いいたします。

国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,500 万円増額し、5 億 5,501 万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

損害保険会社から、収納した損害賠償金が増加したことにより、保険者へ支払う損害賠償金に不足が生じるため、3,500 万円を増額するものでございます。

次に、令和 2 年度補正予算の専決処分についてご報告いたします。

資料 21 をお願いいたします。

国保連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 42 万円増額し、1,043 万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

平成 31 年度の同特別会計の決算において、歳入が歳出に対して 42 万円不足するため、翌年度の会計から繰上げて充用するものでございます。

資料 22 をお願いいたします。

国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,185 万円増額し、2,340 億 3,680 万円とするものでございます。併せて、第 2 条で、一時借入金の最高額を 100 万円などと定めております。

引き続きまして、資料 23 をお願いいたします。

国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

3 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,725 万円増額し、3,811 億 1,341 万円とするものでございます。併せて、第 2 条で、一時借入金 の最高額を 100 万円などと定めております。

資料 22 及び資料 23 の補正はいずれも、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の申請に基づき、令和 2 年 7 月に支払う診療報酬等の一部を同年 6 月に概算で前払いするために必要な資金を借入れるためのものでございます。

なお、借入金の利子については、国の負担となります。また、この概算前払いの措置は全国一律のもので、被用者保険については社会保険診療報酬支払基金で行っております。当会への概算前払いの申請は、国民健康保険分が、12 医療機関等から 6,129 万 6 千円、後期高齢者医療分が、13 医療機関等から 7,656 万 7 千円で行いました。

専決処分に付した平成 31 年度及び令和 2 年度補正予算のご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料 1 4 から資料 2 3 までについては、次の総会で報告いたします。

続きまして、資料 2 4 「令和 2 年度国保連合会の契約」について、事務局の報告を求めます。

(事務局：総務課長)

資料 24 をお願いいたします。

国保連合会会計規則第 36 条第 5 項におきまして、1 件 1 億円以上の契約を締結したときは、直後の理事会に報告しなければならないと定めております。令和 2 年度の国保総合システム運用・サポート業務に関する契約を株式会社ケーケーシー情報システムと令和 2 年 3 月 30 日に理事長決裁により締結いたしましたので報告するものでございます。

なお、契約は毎年度行い、期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間で、契約金額は 1 億 7,438 万 5,200 円となっております。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

特にご質問等もないようですので、資料 2 4 については理事会への報告事項として確認願います。

以上で本日の議事につきましては、全て終了いたしました。

最後に、その他として事務局より報告を求めます。

(事務局：総務部長)

理事会情報提供資料の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業等について」ご報告いたします。

国の補正予算において、医療機関や介護施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための支援金や医療機関や介護、障害施設における新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金が措置され、都道府県がこれらの助成の支払いを行うこととなりました。事業概要については、別紙のとおりでございます。

この助成の支払に際しては、対象となる医療機関や事業所が相当数に上ることなどから、厚生労働省は、都道府県が国民健康保険団体連合会に対して申請受付及び支払事務等を委託して行うことも想定しています。

当会としましては、本事業は重要で、かつ、緊急性も高いことから、京都府からの当該事務の申出に基づき、申請受付及び支払事務等を受託して参りますので、ご報告致します。

(議長)

ただ今の報告について、何かご質問・ご意見ございませんか。

特にご質問等もないようですので、他に皆様の方から何かございませんか。

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。